

## 国分寺市教育委員会議事録 - 第 14 号

会議の種類 第 12 回国分寺市教育委員会定例会  
会議の日時 令和 7 年 12 月 25 日 (木) 午前 9 時 30 分  
会議の場所 国分寺市役所 2 階 会議室 201

### 会議の出席者

#### (教育委員会)

教育長	古 屋 真 宏
教育長職務代理者	大 木 桃 代
委 員	辻 亜希子
委 員	藤 井 健 志
委 員	武 内 彰

#### (説明員)

教育部長	日 高 久 善
教育総務課長	廣 瀬 喜 朗
学務課長	村 上 航
学校指導課長	馬 場 一 平
学校教育担当課長	關 友 矩
指導主事	渡 辺 大 輔
指導主事	稲 村 望
指導主事	柴 田 慈
社会教育課長	豊 田 泰 之
ふるさと文化財課長兼市史編さん室長	依 田 亮 一
史跡整備担当課長	諸 橋 広 光
図書館課長兼本多図書館長	有 賀 真由美

#### (事務局)

書 記	保 谷 裕 子
書 記	山 口 徹

傍聴人 3 人

## 〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として3番大木教育長職務代理者、4番武内委員を指名した。

## 〔前会議事録の承認〕

・令和7年10月30日開催の令和7年第10回国分寺市教育委員会定例会議事録第11号

## 〔教育長等の報告〕

**教育長** おはようございます。本日もお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

市立小・中学校は本日で2学期の終業式を迎えます。このところインフルエンザが流行しており、そろそろ落ち着くかと思いましたが、まだ収束していない状況です。子どもたちには冬休みを利用しながら、しっかりと体調を整えてほしいと思います。2週間程度の冬休みですが、希望を持った新たな年を迎えてほしいと思います。

## 〔議事〕

### 1 委員の議席について<教育長提出>

(議事の内容と説明)

**教育総務課長** 国分寺市教育委員会会議規則第2条第1項の規定により、委員の議席は抽選によって定めるとされており、当該規定に基づいて、議席の決定のための抽選を行いたいというものです。

これから事務局により抽選の手続を行いますが、同規則の同条第2項の規定により、本抽選後に教育長によって定める委員の議席は、次回令和8年1月の教育委員会定例会から適用となります。

**事務局** ただいまくじをお持ちしますので、1枚ずつお引きください。くじの下部に番号が書かれておりますので、その番号をお伝えください。それでは順番にくじをお引きください。

**教育長** 委員の議席が確定しました。1番・辻委員、2番・大木教育長職務代理者、3番・藤井委員、4番・武内委員となりました。

抽選の結果は以上となります。本抽選結果のとおり議席を決定したいと思います。次回の教育委員会定例会からの適用となります。

(抽選の結果)

**1番 辻委員、2番 大木委員、3番 藤井委員、4番 武内委員**

### 2 議案第53号 専決処分について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、緊急に教育委員会の意見として市長に述べる必要があり、専決処分したので教育委員会の承認を求めるため、必要がある。

**教育総務課長** 新たに提案が必要となった補正予算案について、第4回定例市議会で追加

議案の提案をすることとなり、お手元の補正予算案の総括表のとおり、専決処分したため、承認をいただきたいというものです。

歳出2課3件で、いずれも今般の物価高騰支援に係る国の臨時交付金を活用した各事業を全庁的に実施することに伴うもので、経過としては12月18日に市議会へ追加の一般会計補正予算案の議案を発送し、同日、所管の常任委員会にて付託された当該議案の審査を経て、市議会本会議の審議にて可決成立しているものです。

本歳出予算について、当課及び学校指導課より簡単に説明します。

教育総務課分の項番1及び2の小中学校費、小・中学校の運営に要する経費ですが、いずれも児童・生徒用の学習物品として、需用費についてはマットやボール等の体育用具の購入に係る経費として、それぞれ小学校費341万8,000円、中学校費83万2,000円の増額を、備品購入費はミシン等の購入に係る経費として、それぞれ小学校費69万3,000円、中学校費184万8,000円の増額を行ったものです。

**学校指導課長** 続いて学校指導課分になります。項番1の教育総務費、教育研究指導に要する経費、学校運営支援等の推進事業です。

需用費はコミュニティ・スクール協議会が学校・地域と協働的な活動を推進できるよう、活動用のベストやタブレットPC等を購入するための経費として430万円、また、学校とコミュニティ・スクール協議会がメールによる連絡を行う際のアカウントや、サーバー使用料等の経費として、役務費20万円の増額を行ったものです。

(意見・質疑の要旨)

**大木教育長職務代理人** 質問ではなく、このような補正予算を組み、学校教育においてより充実した指導を行えることは、大変喜ばしいことだと思います。

学校指導課から説明がありましたコミュニティ・スクールで活用されるベストや、タブレットの購入に充てることができるのも大変望ましいことだと思います。

以前、コミュニティ・スクール協議会委員の皆様から、児童・生徒あるいは保護者に、コミュニティ・スクール協議会のメンバーであることをどのように認識いただくかについて、途上であるという懸念の声も伺っていましたので、実際に活動していただくときに、おそろいのベストを着用するのは、周知にとてもよい試みだと思います。

また、情報発信などを行う上で、私用のタブレットを利用するのは、個人情報保護の観点などからも望ましくないと思われます。情報の集約なども含め、今回、公でタブレットを購入し、それを利用いただくのは妥当なものと思いますので、非常によい形で補正予算を組んでいただけたと思いました。

**教育長** これまで購入を控えていたものなどです。コミュニティ・スクールは様々な活動がある中で、有効利用しながらより充実したものにしていただけたらと思います。

(採決)

**原案どおり承認（全員一致）**

### **3 議案第54号 国分寺市教育委員会会計年度任用職員の採用、勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>**

(議案の内容と説明)

令和7年度職員の給与改定に伴い、不要となる経過措置規定を削るため、必要がある。

**教育総務課長** 3 ページ目の新旧対照表を御覧ください。

会計年度任用職員の報酬については、嘱託職員及び臨時職員から当該会計年度任用職員の制度に移行する際に、移行後の額が移行前の額を下回らないように、当該規則の附則第5項に特例規則を置いて対応していましたが、令和8年1月から市職員の給与改定に伴い、図書館課で任用する障害のある利用者への対面朗読及び墨字資料の読上げ、録音をそれぞれ行う会計年度任用職員の報酬について、このたび、附則第5項の経過措置に規定する報酬を上回ることとなりましたので、当該特例規定を削るという改正を行いたいというものです。

施行期日は令和8年1月1日です。

(意見・質疑の要旨)

**大木教育長職務代理者** 今回はあくまでも報酬等に関して、この特例の規定の記載が不要になったことで、活動自体は継続すると考えてよろしいでしょうか。

**図書館課長兼本多図書館長** 障害者サービスに関する業務ということで、今後も継続していきます。

**大木教育長職務代理者** この記載が削除されるとして、万が一このサービスを必要とされる皆様に対して、サービスが低下してはいけないと思いましたが、念のための確認です。引き続き活動していただけるということですので、必要とされる皆様によりよいサービスを提供していただけるように継続をお願いできればと思います。

(採決)

**原案どおり可決（全員一致）**

#### **4 議案第 55 号 国分寺市立小学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>**

(議案の内容と説明)

給食申込手順の簡略化と事務手順の効率化を図るため、申込みに係る規定を整備する必要がある。

**学務課長** 3 ページ目の新旧対照表を御覧ください。

第6条の現行を御覧いただきますと、給食については、児童の保護者及び教職員等は給食申込書を用いて申込手続を行っているとなっておりますが、改正後は教育委員会が構築する電子申込フォーム、具体的にはL o G o フォームを用いた申込みができるように改正を行いたいというのが改正全体の趣旨です。

L o G o フォームによる申込みにより、ペーパーレス化が図られること、また、データを直接システムに取り込むことができることで、事務の正確性や効率性が高まるということが期待できるほか、外国籍の保護者にとっては、スマートフォンを使った自動翻訳の機能が使えるようになるという点で利便性が高まることも期待しています。

併せて、今後の申込関連手続が、原則こうした電子申込フォームを使用することを踏まえ、様式については別に定める形になり、必要に応じた対応を図っていきます。

そのほか、条文見出し等の整理を行っていますが、こちらは市の他の例規に合わせた改正を行っています。

施行期日は令和8年4月1日ですが、附則第2項により経過措置を設けて事前に申請し

たものも同規則により行われたものとみなす、みなし規定を設けています。

御審議のほど、お願いします。

(意見・質疑の要旨)

**大木教育長職務代理人** 説明を伺い、ペーパーレス化でデータ入力の手間が省けることは想定していましたが、自動翻訳によって、外国籍の方、日本語が母語でない方にも便利にお使いいただけることは非常にいいと思いました。

今までは、給食の申込書、取消届、様式第1号や第2号などがありましたが、ここで「又は書面により」というのは、何か特別なものがあるのでしょうか。

**学務課長** 電子申請が難しい方もいるため、そうした方にはお問合せをいただき、書面を別に用意する形にしました。様式は別に定めるとしたのには、そういった狙いもあります。

**大木教育長職務代理人** 承知しました。今までのように「様式〇〇号」というのがなかったのも、何か決まったものがなくて、任意となったらむしろそのほうがよほど大変だろうと思ったのですが、一応テンプレートはあるということですね。

**教育長** 自動翻訳ということですが、何か国語ぐらいが翻訳されるのですか。

**学務課長** 英語への翻訳は自動的にできますが、ただお持ちのスマートフォンのOSの言語に対する翻訳ができるというところになりますので、そういった意味では御使用の方が困らない形になると思います。

**教育長** ぜひ、そのあたりの使用方法なども、周知できるような工夫をしていただけたらありがたいと思います。

(採決)

**原案どおり可決（全員一致）**

## 5 議案第56号 国分寺市立中学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

中学校給食の対象者及び提供方法の変更に加え、アレルギー対応の開始に伴い、定義やアレルギー対応に係る規定を整備するため、必要がある。

**学務課長** 4ページ目の新旧対照表を御覧ください。

現行の第2条にあるとおり、現在の中学校給食では、食物アレルギー症状のある生徒については、申込みをお断りさせていただいていた事情があります。それにより、申込みについて、完全給食、外注給食（弁当給食）及びミルク給食といった3区分を設けていました。

来年度からアレルギー対応食の提供を開始することから、こうした申込区分を廃止し、同条についての削除を行います。それに伴い、以降の条文についても1条ずつ繰り上げになるほか、第9条第3項に「使用する給食にアレルギー食品が混入している等の事実が発覚した場合については、職権で給食を当面停止させていただく」という内容の規定を設けるなど、必要な文言の改正を行いました。

また、中学校給食についても申込手続は、先ほどの議案第55号と同様に行いますので、同様の整理を行いました。

施行期日も令和8年4月1日で、先ほどと同様、附則第2項により経過措置を設けて、施行日前の手續ができるようにしています。

御審議のほど、お願いします。

(意見・質疑の要旨)

**辻委員** 現行の第11条に(再開)という規定があります。改正後は削除されていますが、その理由と、再開したいときはどのような手續を踏むことになるのか教えてください。

**学務課長** 削除した理由については、給食の提供方式の変更が大きいです。これまでは個々に配布する弁当給食、弁当外注方式であったため、作成数の関係で、停止の手續をする必要がありましたが、今後は食缶方式となり、そうした調整をする必要がなくなり、規定を削除しています。

よって、再開についても自動で再開となりますので、特段手續をとっていただく必要はないと考えています。

**辻委員** 取消期間をあらかじめ申し出ておいて、その期間が経過すれば自動的に再開するということですか。

**学務課長** 取消しの場合は、そうした形が考えられますし、一時的な停止の場合は、その停止以降、直ちに再開できるという形で考えています。

**大木教育長職務代理者** 今回の規則の変更で、基本的には現行の小学校とほぼ同様の内容になると考えてよろしいですか。

**学務課長** おっしゃるとおり、提供方式を小学校に近づけることとなりますので、規則の内容も小学校の規定方式に揃えた形になっています。

**大木教育長職務代理者** 先ほどの申込みは別として、今までの小学校の規則で、特に大きな問題が生じていないことで、中学校も新たな方式にする際に基本的に小学校の規則を流用したと考えてよろしいでしょうか。

**学務課長** おっしゃるとおりです。

**教育長** この規則が改正された際には、保護者等への周知で何か工夫される点はあるのでしょうか。

**学務課長** 規則の改正という点で、新たに通知をする予定は今のところありませんが、毎年の申込手續の中では、新たに電子申請となることを伝えています。

また、現行の在校生に対する中学校給食の提供方式の変更については、先般各学校を通じて保護者にお知らせし、それに伴う様々なアレルギーの状況などについての調査も併せて行っています。

**教育長** 小・中学校全てで完全給食になるわけですので、保護者には十分に丁寧な周知をお願いします。

(採決)

**原案どおり可決(全員一致)**

**〔協議〕**

なし

## 〔報告〕

### 1 寄附の受領について

(事務局からの説明)

**教育総務課長** 資料 No. 1 を御覧ください。

寄附物品は、写真の囲碁の漫画になります。全ての市立小・中学校に対して、広瀬優一様より『ヒカルの碁』全 23 巻を 15 校分、計 15 セット御寄附いただいています。各学校からはこちらを図書室に配架して、それぞれ活用する旨を伺っています。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** 大変ありがたいお話で、早速学校に配布し、学校では様々工夫しながら展示しているようです。子どもたちが囲碁に興味・関心を持ってもらえればと思います。

ご寄附いただきました広瀬優一様には、心より感謝申し上げたいと思います。

## 〔その他〕

**教育部長** 恋ヶ窪公民館の休館日について報告します。

10 月 30 日の教育委員会定例会において、恋ヶ窪公民館の空調機が故障し、応急的に対応はしているものの、再度不具合が発生する恐れが非常に高いという状況で、予備費による予算措置を行い、改修工事に向けて手続を進めていくという報告をいたしました。

その後、契約事業者が決定し、工事日程等を調整しました。国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例の第 4 条の休館日に基づき、来年令和 8 年 2 月 16 日から 2 月 26 日までを休館とすることで、改修工事を進めさせていただきます。

報告は以上です。

**教育長** 恋ヶ窪公民館の空調工事に伴う休館日についての報告でした。

**大木教育長職務代理者** 休館はやむを得ないと思いますが、既にこの期間に利用の申込みをしていた方々がいるのでしょうか。もし、そうだとしたら、大変御迷惑をおかけすることになると思いましたが、いかがですか。

**教育部長** 2 月の利用者の申込分の受付は、12 月 11 日からとなっていました。事前に周知しながら、受付についても、適切に対応させていただきました。キャンセル等の事象は発生しない状況です。

**大木教育長職務代理者** それであればやむを得ないこととして、承諾できました。既に申込み、予定されていたにもかかわらず、キャンセルで予定変更となると、利用者に迷惑をおかけすると思いましたが、既に事前予約はお受けしていないということで、迷惑をかけることは最小限にとどめられたことを確認できました。

しっかりと空調を工事して、また利用者に気持ちよく利用いただけるように努めていただきたいと思います。

**教育長** この期間は使用できませんので、ほかの施設を御利用いただくなど、様々な工夫をいただいて、丁寧に対応していただけたらと思います。

## 〔閉会〕

午前 9 時 57 分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員      3 番    大木    桃代

4 番    武内    彰

調製職員                      廣瀬    喜朗